

議員（中野 一郎）

5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問致します。

1番目が包括連携協定の成果及び今後の進め方について、2番目が災害時の避難行動要支援者対策について、3番目が地産地消運動の推進について、以上3点でございます。

まず最初にお断りをしておきます。今年は梅雨入りが20日も早く、そのために麦刈りが非常に困難を極めました。また、田植のための苗代づくりから始まり、田植の準備と非常に忙しく、そのため休む間がなく、今、舌の裏に口内炎ができてしまっています。それで、今日少々聞きづらいところがあるかと思いますが、勘弁願います。

それでは、始めさせていただきます。

まず、1番目の包括連携協定の成果及び今後の進め方についてです。

包括連携協定とは、様々な分野にわたりパブリックマインド、地域のみんなのために役に立つことをやろうとする気持ちのある企業、大学等との緊密な相互連携と協働によって町民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的として締結する協定です。多度津町でも企業、大学等と町がそれぞれの資源や特色を活かしながら連携していくことを目的に、多岐にわたる分野において協定の締結を進めています。個別協定とは違い、包括連携協定は文字どおり企業、大学等との包括的な取組を進めるもので、地域課題の解決やより良い町民サービスの提供に向けて多岐にわたる分野で連携していくものです。協定を締結する企業、大学等の得意とする分野や連携内容により、次の11項目にわたり内容が異なります。

まず、1番として健康増進に関すること、2番目が子育て支援、子供、青少年育成に関すること、3番目が高齢者支援、障害者支援に関すること、4番目が地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること、5番目が環境保全に関すること、6番目が町のセールス、観光振興に関すること、7番目がスポーツ、文化、芸術の振興に関すること、8番目が産業・経済の振興、地域雇用の創出に関すること、9番目が農業の振興、地産地消の促進に関すること、10番目がまちづくりに関すること、11番目がその他町民サービスの向上と地域の活性化に関すること。そして、協定締結後はそれぞれの部署で包括連携企業、大学等と対話を重ねながら、町から企業、大学等に協力して頂きたい事項と企業、大学等からの提案を摺り合わせ、より良い町民サービスの提供を目指していくこととなります。令和3年3月末現在、町が締結している包括連携協定は12、企業、大学等です。協定覚書は121あるとお聞きしております。

そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1番目、包括連携協定を結んでいる企業、大学等との連携状況はいかがでしょうか。

先般、令和3年3月25日にイノシシ捕獲用低コスト簡易型箱ワナの引渡し式が行われました。この実施通知文書に「平成25年8月8日に本町と県立多度津高等学校が締結した包括連携・協力に関する協定書に基づき、近年町内で増加しているイノシシによる農産物の食害の防止及び農地や水路等の掘り起こしによる住環境への被害の防止並びに農業振興等の推進を図ることを目的として、同校に令和2年1月にイノシシ捕獲用箱ワナの制作の要望を行いました」と記載されていました。また、丸尾町長は引渡し式の挨拶で、包括連携協定による連携をこれからも強化したいという風に言われました。このような多度津高校のように積極的に協定を活用している事例もあると思いますが、協定締結から今までの成果、反省等の総括をして頂きますようお願いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の包括連携協定を結んでいる企業、大学などとの連携状況及び総括についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、包括連携協定に基づく各協定先との連携状況につきましては、町内で開催される瀬戸内国際芸術祭などのイベントなどへのスタッフ動員、イベント会場の提供、創業希望者を対象としたセミナーの開催、また本町出身の学生を対象にしたコロナ対策の多度津町緊急学生支援給付金事業などの各種事業に係る広報協力が恒常的に行われているとともに、新たな取組の提案及び要望があれば、相互協議の上でその都度連携を取っている状況でございます。

最近の連携事業の事例と致しましては、議員のご質問にもございました多度津高校との連携により、多度津町産のオリーブやカキを使った新たなレシピづくりやイノシシ捕獲用の箱ワナの作成などが行われており、新聞報道などでも取り上げられております。また、直近では新聞報道などにより議員もご存じのことと思いますが、先月28日に第一生命保険株式会社から包括連携事業の一つとして金銭的な理由で生理用品を買えないご家庭の子供たちへの支援を目的に本町の小学校並びに中学校に対し、生理用品が寄贈されたところでございます。今後の新たな取組と致しましては、株式会社百十四銀行並びに第一生命保険株式会社との連携による結婚新生活支援事業の対象となる世帯に対するライフプランセミナーの開催を予定しております。

次に、総括でございますが、議員ご質問のとおり、包括連携協定は将来を見据えて協定を結んだ両者が多様な分野で連携及び協力をしていくことを目指

したものでございます。先に協定活用実績の把握を目的に実施致しました調査の結果では、連携協定に基づく取組がうまく生まれている事例がある一方で、協定締結後の連携実績がないもの、また連携内容が限定的でそのほかの分野での連携まで広げられていないものなど、包括連携協定を十分に活用できているとは言えない事例がございました。このような調査結果を踏まえ、様々な地域課題の解決に向けて、協定締結後も継続してコミュニケーションを取り、お互いの意識をすり合わせることも重要であると再認識致したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目の質問に入ります。

例えば、包括連携協定の情報共有会として多度津町活性化のための包括連携プロジェクト会議（仮称）を開催し、関係機関の代表者が一堂に会して情報共有会を行えば、関係者に取組の内容、狙い、進捗状況についての共通認識が生まれ、より良い相乗効果を生み出すことができると考えますが、実施について検討して頂けるかお伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の包括連携協定先との情報共有についてのご質問に答弁をさせていただきます。

協定先との連携がなかなか進んでいないのは、先ほどの答弁で申し上げましたコミュニケーションの取り方が一つの要因ではないかと考えております。協定締結後、協定先とどのようにコミュニケーションを取っていくのかが適切なのか、他の自治体での取組も参考にさせて頂きながら今後の検討を進めてまいりたいと考えております。また、議員からご提案頂きました情報共有会のような仕組みも連携先とのコミュニケーションの取り方の一つとして今後検討させて頂ければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3つ目の質問ですけれども、今後の協定締結の予定、今後の協定の進め方等についてお伺い致します。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の今後の協定締結予定と協定の進め方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、包括連携協定締結に向けた協議を行っております団体は2団体でございます。協議を行っている段階ですので具体的な団体名を申し上げることは控えさせていただきますが、各課が官民連携で取り組みたい内容と先方の要望及

びできること等をマッチングし、相互にとってメリットのある連携協定の締結を目指してまいります。

協定の進め方につきましては、官民連携での産業振興及び地域活性化などによる将来にわたって持続可能なまちづくりの実現及び町民サービスの向上を目指して今後も民間企業等との連携強化を図ってまいります。これまでの連携実績や議員から先ほどご提案頂きました内容等を踏まえつつ、連携協定締結後の連携促進手法などの検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。この包括連携協定については、また1年後以降ぐらいにまた質問をさせて頂き、進捗状況等について確認させて頂ければと思います。今答弁頂いたことを実施して頂いて、より実効性のある包括連携協定にして頂ければと思いますのでよろしくお願い致します。

次に、2番目の質問に入らせて頂きます。

災害時の避難行動要支援者対策についてです。

災害時要援護者対策については、これまで国としては災害時要援護者の避難支援ガイドライン、これは平成18年3月、を示して、市町村ごとにその取組を周知してきました。しかし、平成23年の東日本大震災において、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、例えば消防職員、消防団員の死亡、行方不明は281名、民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となりました。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるように次のことが定められました。

これは4点ほどあります。まず、1番目が避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけるとともに、その作成に必要な個人情報を利用できること、2番目が避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること、3番目は現に災害が発生または発生の恐れが生じた場合には、本人同意の有無に拘らず、名簿情報を避難支援等関係者、その他の者に提供できること、4番目が名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずることの4点です。

新しい取組の指針は、法改正を受けてガイドラインを全面的に改定したものです。この中で要配慮者、避難行動要支援者とはどういう人かという、こ

れまで使われていた災害時要援護者という代わりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人を要配慮者といい、そのうち災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者が避難行動要支援者となりました。

改正された災害対策基本法により、地域防災計画において定める必須事項は7点ほどあります。まず、1番目が避難支援等関係者になる者、2番目が避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、3番目が名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、4番目が名簿の更新に関する事項、5番目が名簿情報の提供に際し、情報漏洩を防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずべき措置、6番目が要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮、7番目が避難支援等関係者の安全確保の7点です。

また、地域防災計画の策定に当たっては留意事項として2点ほどあります。まず、1番目が地域の防災意識、防災力を高めるとともに地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者、障害者等の多様な主体の参画を促すこと、2番目が避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために避難支援関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定すること。その際、必ずしも改正災対法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から地域の実情により避難支援者を決めること、また避難支援等関係者となり得る者をより多く確保するのに当たっては年齢要件等に捉われず、地域住民の協力を幅広く得ることの2点です。

そこで、次の2点についてお伺いします。

1番目が、多度津町の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく対応の進捗状況、今後の方針等についてお伺いします。

なお、先般の令和3年3月議会で尾崎議員が避難行動要支援者の名簿作成等、人数等の質問をされていますが、私の質問はこの時と同じ答弁を求めている訳ではありませんのでよろしくお願いいたします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく対

応の進捗状況、今後の方針等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針については、議員のご指摘のとおり、平成25年の災害対策基本法の改正により、市町村に対し自ら避難することが困難であり、避難支援を必要とする避難行動要支援者の名簿の作成が義務化されたものです。その後、近年の豪雨災害等の被害状況を受け、再度災害対策基本法の改正がされ、避難行動要支援者の名簿に加え、個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、本指針につきまして個別避難計画の体系化や様式及び先行事例を参考として同月に改定されているところでございます。

本町においても、平成25年の法改正より、多度津町地域防災計画に定める要件に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しておりますが、自身で避難行動が可能な方も含まれており、真に支援を必要とする方の把握が困難な状況がありました。その後、令和2年12月に令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終取りまとめが公表され、災害時の避難支援等の実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効であることが示されたため、令和3年3月に多度津町防災会議を開催し、地域防災計画を見直した後、関係課と体制を協議しているところでございます。

今後の方針としましては、情報提供同意書や個別避難計画書の作成、地域住民の協力を得るための当事業の周知啓発や避難支援等関係者、個別避難計画作成関係者への説明の実施が上げられますが、関係者への説明につきましては既に民生、児童委員定例会や自治連合会役員会等で説明させて頂いており、今後につきましても居宅介護支援事業者等の日常的に支援に関わる方への説明を実施していくとともに、関係課と連携をし、必要な施策を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、2つ目の質問ですけれども、これに基づいた新しい多度津町地域防災計画の完成はいつを目途にしているかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の新しい多度津町地域防災計画の完成はいつを目途にしているかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃる新しい地域防災計画とは、本年5月の災害対策基本法等の改正内容を反映したものと思っておりますが、本町の地域防災計画については昭和61年の作成以来、国が作成する防災基本計画及び香川県地域防災計画と整合性を図りながら、関係法令や各種ガイドライン等に沿って適宜修正を重ねて

きたところでございます。今回の災害対策基本法の改正内容を反映した地域防災計画の修正につきましては、防災基本計画及び香川県地域防災計画との整合性を図った上で多度津町防災会議に諮る必要があるため、法改正に伴い、改定された避難情報に関するガイドライン及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を参考に、県をはじめ、関係機関と調整し、令和3年度末を目途に修正を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。これからその避難行動要支援者の同意ってというのが要るんですけども、その同意についてはこういう人もいると思います。本人は自分が元気で支援の必要がないっていう人もいらっしゃると思うんです。そういう対応について今後慎重に対応の方を行って頂ければと思います。

次に、3つ目の質問で地産地消運動の推進について。

地産地消運動、地で生産されたものは、その産地で消費する。地産地消によって取り組むことは消費者、生産者、生産と消費を繋ぐ者については、今から申し上げるような利点があると思います。

まず、1つ目の消費者にとっては身近な場所から新鮮でより安価な農産物を得ることができます。消費者自らが生産状況を確認でき、安心感を得られます。食と農について親近感を得るとともに、生産と消費の関わりや伝統的食文化について理解を深める絶好の機会となり、環境に優しい生活に繋がります。

2つ目、生産者にとっては消費者の顔が見える関係により、地域の消費者のニーズを的確に捉えた効率的な生産を行うことができます。流通経費の節減により生産者の手取りの増加が図られて、収益性の向上が期待できます。生産者が直接販売することによって少量な産品、加工調理品、これは6次産業品と言いますが、さらに場合によっては不揃い品や規格外品も販売可能となります。対面販売により消費者の反応や評価が直接届き、生産者が品質改善や顧客サービスに前向きになります。

3つ目として、生産と消費を繋ぐ者にとっては、市町村や栄養士には学校給食で地場農畜産物を利用することで生徒等の食育推進に繋がります。スーパーマーケットには、地場農産物コーナーの設置で新鮮で安心な農産物を求める消費者を確保できます。料理店には、地元食材を活用した特徴あるメニューを提供することで地元客や観光客を集めることができます。食品製造業者には、地元食材を利用することで流通経費や環境負荷の軽減に繋がります。

多度津町は豊かな海、瀬戸内海に面して肥沃な農地にも恵まれています。漁港に水揚げされた鮮魚は市場に送られます。農産物も同様に、大部分はJA

集荷場から卸売市場に直送されます。そして、多度津町のスーパーには鮮度が落ちた代わりに往復の運賃が加算された県外の商品が並べられています。そのため、生鮮食料品は生産地よりも大消費地の方が豊富で安いという風に使われています。このような方法ではなく、品種に制約はあるかも知れませんが、地元産の野菜は地元住民に消費してもらう地産地消の仕組みを構築していくべきではないでしょうか。JAの産直でも朝どれ野菜を販売しています。スーパーの野菜よりずっと甘くておいしいです。見た目はキュウリが曲がっていたり、少し見栄えが悪いものもあります。これは気になりません。大阪の吹田市では、地元名産の吹田くわいを市の地域経済振興室が予約販売しています。多度津町でも同じような事業を検討して欲しいとは言いませんけども、各生産者が直売所等に提供可能な野菜や魚の品目、数量を連絡して、同直売所がリスト化し、消費者にその情報を提供して注文を受け付けるような仕組みの事業が可能になれば、消費者も鮮度が良く、かつ安いものを口にすることができるのではないのでしょうか。このような仕組みを漁協とも提携するならば、地産地消の実が上がり、消費者も鮮度の良いものを口にすることができるのではないのでしょうか。

令和3年3月25日にイノシシ捕獲用低コスト簡易型箱ワナの引渡し式において、多度津高校の生徒の挨拶で、捕獲されたイノシシ肉を加工して6次産業化に繋げたい、人と動物の共生社会の実現を目指したいというような前向きな言葉がありました。こうした地産地消、6次産業について積極的に取り組むべきであると考えますが、町長のお考えをお伺いします。

なお、6次産業化については平成30年6月に金井議員の一般質問の回答で、6次産業化はその商品、サービスを収益化し、持続的に事業を運営するためには様々な専門知識が必要になるなど、幾つかのハードルがあるため、農産物を加工した商品開発に止まり、6次産業化に進展するのが難しい現状であるという答弁がありました。6次産業化については、それ以降の進展があればお答え頂きたいと思えます。よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の地産地消、6次産業化について積極的に取り組むべきであるについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、地産地消の意味と目的について整理をさせていただきます。地産地消は地域生産、地域消費の略で、地元で生産された農産物や水産物などを地元で消費することを意味しております。また、地域生産物の消費拡大、食を通じた地域活性化、生産者と消費者の繋がりを作ることを目的としております。地域消費の対象となるのは米や野菜、魚などの農水産物がメインとなりますが、地方の郷土料理を含む場合もあります。この地産地消の代表的な取



組としては、学校給食や直売所などがあり、本町では学校給食への町内産食材の提供による地産地消事業は平成20年10月より開始されております。また、農産物等の直売所はJ A香川県多度津支店及び多度津町シルバー人材センター並びに農事組合法人等の民間事業所にて行われております。地産地消の事業は、議員のご質問にあるとおり、生産者及び消費者の双方にメリットがあり、各地で推進されております。

本町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、J A香川県多度津支店内のふれあい産直の販売所への食品などの設置や冷蔵ショーケース及び冷蔵庫の設置に係る補助事業を検討しております。この事業により、農産物の販売場所の増設と町内漁業協同組合に所属している同組合員の方々の海産物の販売場所を新たに設けることが可能となる見込みであり、先ほど説明致しました地産地消の目的に寄与することができると考えております。

次に、6次産業化についてでございますが、6次産業化の定義でございますが、農林水産省では農林漁業者である1次産業事業者が農産物などの生産物のもとと持っている価値をさらに高め、それにより農林漁業者の収入所得向上を図り、さらに生産物の価値を上げるため、農林漁業者自らが農産物等の生産だけでなく、食品加工の2次産業、流通販売の3次産業にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させ、農山漁村の経済を豊かにしていこうとするものとされております。

本町では、平成30年6月定例会の一般質問において答弁致しましたとおり、6次産業化に取り組むことは難しい状況にあり、その事業に取り組もうとされる方も少ない状況でございました。しかし、6次産業化には農水産物を活用した商品開発だけではなく、1次産業事業者が生産した農水産物を直接販売する店舗を構えて販売することも含まれているため、町内でカキ養殖を行っている事業者の方からの、自分で養殖したカキをブランド化して直接販売したいとの相談を受けて、6次産業化の協力を行うことになりました。昨年度の県補助事業である「みんなの6次化応援事業」の補助制度を活用して、カキを販売するための梱包機の整備やパッケージデザイン及びパッケージの作成などを行いました。また、今後はカキを中心とする飲食を提供するカキ小屋を出店したいとの意向もお伺いしております。6次産業化は農漁業者である1次産業事業者がその全てを担う必要があることが大きな課題となっていることから、農漁業者と農水産物を活用した商品開発や流通を行う事業者を結びつけることも必要だと考えております。今後は6次産業化の推進を図るとともに、前述のマッチング事業者やそれに伴う農漁業者が生産した規格外農水産物の廃棄ロスを軽減させる事業なども研究してまいりたいと考えて

おります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。今の答弁頂いたことの内容の中で、地産地消の事業は生産者、消費者の双方にメリットがあるっていう風にお答え頂いたのであれば、そのメリットを生かした町内の販売事業者や飲食店にこれを推奨することができないのかっていうことをお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問にお答え致します。

生産者のメリットと致しましては、新鮮な野菜や魚などを買って貰えることができる、規格外野菜なども販売することで廃棄ロスが減少する、消費者と交流することでニーズが分かるなどが上げられます。これは既に世の中にあるサービスの特徴を把握した上で、さらなるニーズを満たし、ピンポイントでのヒットを狙う、いわゆるマーケットインの考え方にも即していると考えられます。しかし一方で、デメリットも考えられます。生産者のデメリットと致しましては、商品の梱包、出荷などの作物生産以外の作業は生産者の負担となり、その部分の労働力確保が課題となります。町内産の地産地消にこだわり続けると生産量には限界があるため、地元産だけでは賄い切れなくなる。つまり、安定供給が課題となる訳でございます。今後、地産地消事業を推進させていくためには、このメリット、デメリットのバランスの均衡を取ることのできるポイントを研究し、事業者等から相談があった場合には共に協議したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

もう一つあります。最後に町長にお答え頂いた6次産業化の推進を図るとともに前述のマッチング事業やそれに伴う農漁業者が生産した規格外農水産物の廃棄ロスを軽減させる事業についても研究してまいりたいという風に回答を頂いています。具体的なことを考えられているのであれば、教えて頂きたいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問にお答え致します。

まず、6次産業化の推進についてでございます。先ほど町長の答弁でもありましたとおり、県の補助事業である「みんなの6次化応援事業補助」制度を活用して事業を開始された方もいらっしゃいますので、今後も農漁業者から相談があれば、その相談者及び県と協議を重ね、適宜適切に対応してまいります。

次に、マッチング事業やそれに伴う農漁業者が生産した農水産物の廃棄ロスを軽減させる事業についてでございますが、昨年度の国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、町内の事業者の方が町内の家庭菜園等で栽培された野菜や果物、また規格外野菜等を箱詰めにして町内外にインターネット販売を行う事業を開始致しました。この事業も農業者と販売事業者とのマッチング事業の一つの形であり、かつ従来であれば田畑にすき込まれてしまう野菜等を商品化し、消費者に活用してもらおうという点から廃棄ロスの軽減のための一つの手段ではないかと考えてございます。今後も販売先を求めている農漁業者からの相談や、廃棄ロス、また食品ロスの対策を考えている事業者の方からの相談があれば、マッチングの方法等について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。スーパーのキュウリは大体真っすぐなものばかりです。キュウリは本来曲がります、曲がる性質を持ってるんですけども、産直のキュウリは曲がっているものもあり、食べ比べてみると分かります。おいしさは産直の曲がったキュウリの方が勝っています。これは町内の某スーパーで買ったキュウリです。大分太いんですけども、これは3本で172円でした。1本当たり63円で売ってます、税込みです。こちらは今朝、葛原大木の農事組合法人イングクラブさんで買ったもので4本が100円です。特にキュウリ特有の、今朝採れた分なんでブツブツがありますが、こちらのものはもう既にブツブツがないです。ブツブツがある方が新鮮でないのかなと思うんですけども、少々曲がっていますけれども、太いものや細いものが色々混じって4本が100円、食べたら非常に甘いです。どうか皆さんも産直の野菜を食べて頂いて、一緒に地産地消を推進していけたらなという風に思いますのでよろしくお願ひします。

以上で私の質問を終わります。有難うございました。